



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎましょう

事業者の皆様へ

☆陽性者が確認された事業所が、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、必要な検査（行政検査）を受けることが可能です。

☆この特例措置は、感染拡大傾向が認められる間の埼玉県全域で認められます（保健所設置市は除く）。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000870904.pdf> 1. (3) 参照)

当該従業員の接触者を自主的に特定

所属部署が中心となり、確定診断まで時間を要する場合には確定診断を待たず、当該従業員の接触者を自主的に特定します。（特定に当たっての基準は（<https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf>）の別添参照）

上記接触者に対し、感染拡大防止の観点から以下の感染拡大防止策を講じます

①速やかに帰宅させ、自宅療養を指示。

事業所内で最初に陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者に特定されなかった場合は、自宅療養を解除しましょう。

②感染拡大地域では、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に濃厚接触者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施します。

この検査は公費で行われます。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf> 事務連絡参照）

濃厚接触者リスト作成例

陽性者氏名			発症日		年 月 日		患者との 最終接触日	連絡先	接触状況等
番号	氏名	続柄 (関係)	年齢	性別					
1	埼玉 太郎	同僚	40	男	令和4年1月1日	090-0000-1111	マスクなしで会食30分以上		

濃厚接触者等の候補となる範囲については <https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf> 別添参照

(参考) 健康観察アプリの導入を検討しましょう

各事業所の取組状況に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入を検討したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に毎日の利用を要請しましょう。

(参考 <https://corona.go.jp/health/>)

